



## 通勤手当等の高額な戻入に伴う不利益の解消を実現！！

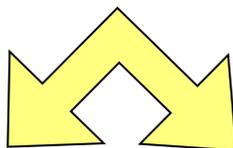
高額な通勤手当の精算等により、給与控除が不能となり、社員持株会の拠出控除が停止されたことにより、不利益が生じました。

東日本ユニオンは、このような事象を発生させてはならず、精算方法に選択肢を持たせるなど社員本人の同意のもと丁寧に実行させるため「申17号通勤手当の精算による不利益の解消を求める申し入れ」により、通勤手当の精算による控除不能が発生しない仕組みを構築することを求め、新潟支社と3月6日に団体交渉を行っていたものです。

### 団体交渉を通じての成果！！

会社都合による高額な通勤定期券の払戻しを行った際の戻入方法を一括戻入、分割戻入を選択できるようになりました。

高額な通勤定期券払戻しの戻入が発生



一括戻入

分割戻入

更なる要求実現に向けて、労働組合に結集しよう！